

取調べ状況の録音・録画に関する諸外国の例など

日本弁護士連合会

1. 諸外国

イギリス	1984年警察及び刑事証拠法とその実務規定（Codes of Practice）によって、全ての取調の録音が義務づけられている。ビデオ録画も数年後には義務化される見通し。
アメリカ合衆国	州により取扱いが異なる。ビデオテープが録取されている事例についても一部報告されている。アラスカ州・ウィスコンシン州でビデオテープ録画が法的義務とされているのを除き、テープにとることは一般に義務づけられていない。
ドイツ	被疑者の取調べ状況の録音又は録画の義務づけはされていない。（なお、1979年刑事手続改正法律により、被疑者の供述をテープレコーダーや速記などにより仮に録取しておき、取調べ終了後に遅滞なく正式の調書を作成することが許されている。）
フランス	被疑者の取調べ状況の録音又は録画の義務づけはされていない。
イタリア	2000年の刑事訴訟法改正により、身柄拘束中の被疑者の供述調書を作成するには、取調べの全過程をテープ録音しなければならないことされた。
台湾	被疑者の取調べ状況の録音が義務づけられている。

2. 国際人権（自由権）規約委員会

国際人権（自由権）規約委員会は、1998年11月、市民的及び政治的権利に関する国際規約の我が国における実施状況の審査を行い、その最終見解において、「委員会は、刑事裁判における多数の有罪判決が自白に基づいてなされるという事実に深い懸念を有する。圧迫により自白が引き出される可能性を排除するため、委員会は、警察の留置場すなわち代用監獄における被疑者の取調べが厳格に監視され、また電氣的な方法により記録されることを強く勧告」している。

【資料】

第19回司法制度改革審議会配布「国民の期待に応える刑事司法の在り方」について

<参考資料> 資料25

その他、会員によるイタリア・台湾各視察結果等、日弁連調べ